九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

刑罰学の比較的考察 : 吾々は、刑罰について何を知っているか

ギュンター, カイザー
フライブルク大学教授 : マックス・プランク外国・国際刑法研究所所長

土井, 政和
九州大学法学部助手

https://doi.org/10.15017/1800

出版情報：法政研究. 50 (2), pp.1-32, 1984-01-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

刑罰学の比較的考察

——吾々は、刑罰について何を知っているか——

ギュンター・カイザー

土井政和訳

I

「犯罪学」及び「刑罰学」は、御存知のとおり、概念としても、研究方向としても、同じく十九世紀の思想に由来するものであります。リスト(1)は、この「犯罪学」と「刑罰学」を同じ格づけをもった学問的な任務としてとらえました。まさに、犯罪者がどういう人間であるかを知った時にはじめて、私達は彼を合目的的に処遇することができるのだという犯罪学の主張は、確かに、とりわけ犯罪行為と行為者に学問的な関心を方向づけることに貢献したので

す。それにくらべますと、刑罰学の研究関心は、長い間、低調なものでした。その後、この刑罰学についての関心が重要性をもつようになった場合でも、一方では、特に刑罰理論についての刑事政策的な論議によって、また、他方では、行刑管理学によって、とりあげられたにすぎません。若干の歴史的な研究と現象記述的な研究を別にしますと、体系的に設定され、且つ、経験的に検証された制裁研究というものは、第二次大戦後のある時期に至るまで出て来なかったのであります。それは、とりわけ量刑理論がまだそれほど発展していなかったからです。フォン・ヘンティヒの二巻にわたる刑罰についての著書[2]でさえも、新しい道を切り開くものというよりも、むしろ一時期を終結させるものでしかありませんでした。更に、このヘンティヒの研究は、いわゆる作用―成果分析の問題に手をつけていませんでした。確かに、六〇年代前半における死刑復活への再度の要求と議論は、鋭く、一般予防に目を向けるものではありましたが、それだけでは刑罰論の研究を刺激することはできませんでした。従いまして、七〇年代に入るまで、刑罰とその機能的代替物についての私達の「確実な知識」は、わずかなものにとどまっていたわけです。

多様で、しかも未解決の犯罪問題をもつ現代になって、あらためて、刑罰学の関心が再燃し、その研究が刺激を受けることになりました。例えば、社会的反作用視座に結びついた研究方向や、いわゆる処遇イデオロギーに対する批判や、また「法と秩序を求める声」にまで至る一般予防的関心の高まりが考慮されるようになりました。更に、刑事司法は、孤立した国家の内部で行われているのではなく、世界的広がりをもつ様々な傾向との国際的関連の中にはめこまれています。そのために、理論及び実践的刑事政策の関心は、他の国々の刑罰に関する経験から学び、その問題解決とモデルを知ろうとする方向にあり、そのような経験や問題解決の状況から、よりよい、しかもより人間的な刑事司法のための新しい見識を得ようとしております。犯罪学と同じく、形罰学もまた、比較的考察においてのみ有意義なものとなりうるのです。シンポジウム、世界会議、学問的公刊物などを検討しますと、刑事制裁の適用と有効性

についての、より多くの知識を獲得する必要性が世界的に広がっていることを物語っています。従いまして、制裁研究の現段階について総括をし、刑事司法によって課せられる刑罰と処分についての私達の経験知識の現状を確かめることが正当だと思われます。

ここで一言お断わりしておきたいと思いますが、私は、日本独自の制裁実務や私達の励みとなりますような経験について考察しておりません。と申しますのも、私は、それにつきましては御出席の皆様の方がよく御存知のことと思うからです。従いまして、私は、自分の任務を、むしろ、日本以外の発展について御報告することだと考えております。そうは申しましても、その発展は、日本における刑罰学の傾向と現状に多くの点で一致しておりますが。

Ⅱ

比較刑罰学は、御存知のように、様々な方法で試みることができます。

(1)第一に提示されますのは、歴史的比較研究の方法で、一つの同じ国で刑罰及び刑罰システムの変化を研究するものです。この方法によって、それぞれの時代が、最適の予防効果をもつ刑罰は何かを求めてきたにもかかわらず、その答えは、それぞれの時代において異なっていたということが証明されます。

(2)第二に、一つの同じ国の制裁システムを比較研究する中で、特に自由刑の地位及び現実についての問題を追求することができます。例えば、自由刑の時代別の比較考察でありまして、これは、いろいろな時代の法律及び現実に応

じて、自由刑のその時々の地位を考察しようとするものです。その点で、この問題提起は、第一に挙げたものと結びついています。

(3)第三に、空間的比較において、類似性と相違が研究されます。その際、比較考察は、国内の地域別のものから、国際的比較にまで及びます。英米諸国とか、スカンジナヴィア圏とか、ドイツ語圏とか、社会主義社会諸国とか、又、おそらく東アジアの若干の国々とかのように、多くの点で共通性をもったある領域内においても、それぞれ相異なる可罰領域があり、又、同一の行為でも、その刑罰の強さを異にするという調査結果が、特に刺激を与え、また問題を投げかけております。ドイツ国内の地域比較でも、例えば、開放・緩和行刑及び仮釈放に関して、かなりのちがいがあります。

この三つのそれぞれの視座は、更に詳細に追求されなければなりません。しかし、それとは別に、常に、予防上の最適条件を達成するためには、どれくらいの数の刑事制裁が必要か、いかなる種類と程度において必要かという問題が中心に残っています。国際比較、及び同一文化内の比較を妨げる障害があることは否定できませんが、最近では、刑法システムとそれに係わりあった者の比較分析が大きく前進させられています。こうして、私達は、犯罪統制のシステムを、その抑圧的内容あるいはその法治国家的性質に従って、又、そのシステムが犯罪者を社会化する可能性に従って、それぞれに測定しようとすることができますし、また、お互いに対比することができます。しかしながら、様々な刑法システムの刑罰内容あるいは抑圧的内容を比較するためには、指標及び指数が必要です。この指標や指数を求めようとする場合には、自由刑と受刑者数が、依然として、あるいは、より一層、中心的地位を占めることになります。このことは、一方で、今日の国家及び社会が、個人の自由の制奪あるいは自由の制限に、いかなる地位を認めているかということを示すものと考えることができますし、他方では、予防及び安全という目的が、今なお自由剝

奪制裁、特に自由刑と結びつけられることによって、どの程度追求されているかということを明らかにします。

状況の比較分析によりますと、第二次大戦後の制裁体系には様々な変更がもたらされました。しかし、犯罪現象の発展もまた、その範囲と構造において、二五年前には、まだ考えられないと思われていた諸形態をとるようになりました。近代学派のかつての特徴であった不定期刑導入の要求は、世界的に現実性を失ってしまいました。この発展によりまして、実際に適用されていた諸制裁、例えば、不定期の少年刑、保護及び施設教育（Heimerziehung）、保安監置、精神病院への収容といったものも影響を受けました。一つの例外は、終身刑であると思われます。終身刑は、仮釈放をもつという点では、厳密に言えば、相対的不定期刑であるといえます。それにもかかわらず、この場合でも、終身刑を科すことを回避しようとする裁判所の制裁戦術[3]が問題であると思います。勿論、私が、このように問題であると申しておりますことは、一〇年から二〇年服役した終身受刑者を仮釈放に付することに対して異議を述べているのではないのでありまして、判断が困難であるということを考えましても、やはり、終身受刑者に対する仮釈放は確保されなければならない制度であります。部分的には逆行的な面もありますが、例えば、一九七六年ドイツ連邦共和国の行刑法典の導入という改革歩調にもかかわらず、先程申し上げました制裁傾向の中には、最近、行刑における受刑者の教育可能性及び処遇可能性に対して懐疑論が現われています。社会治療施設の設立をドイツ各ラントが差し控えていることや、「処遇イデオロギーからの訣別」というスローガンの下にある国際的潮流が、その懐疑論の明白な証拠を提供しています。

特別予防から一般予防への傾向の転換に相応しているのは、他の観点に基づくものではありますが、死刑に関する評価の変化です。世論についての時代別の縦断的考察は、一九六四年の例外はあるものの、一九七七年に初めて死刑賛成者の数が、五〇年代初めにしか報告されていないほどの多数に達していることを明らかにしています。死刑は、

いかなる改善目的をも追求しようとするものではありませんし、また、できもしませんから、その意義は、威嚇作用の中に求められることになります。外国の資料を用いた度重なる分析にもかかわらず、死刑による威嚇及び死刑の適用によって死刑の威嚇する犯罪の頻度が言うに値するほど減少したという根拠を、私達は、今日でもまだ提出しておりません。学者は、ほとんど常に、同じ種類の犯罪統計を暗数を考慮しないで利用しているし、本質的に同じ比較を行なってきたこと、更に、彼らは、客観的刑罰リスクと主観的刑罰リスクとをほとんど区別していないこと、また、比較分析を狭義の殺人行為の動向に制限せず、過失による殺人に至るほとんどすべての殺人犯罪にまで広げていること、これらの異議もまた、別の結論へと導くことはできません。これらの異議を考慮に入れても、死刑が威嚇的に機能するという証拠はありません。

勿論、一般予防的威嚇力についての問題は、死刑にとってのみならず、他の刑事制裁にとっても提起されます。この場合、処罰の蓋然性は、御存知のように、高い地位を占めますが、刑罰の重さは低い意義しかもちません。

ともかく、今まで追求されてきた刑罰学研究の視座は、刑法的な社会統制の複合総体に関して、何が威嚇的に作用しているのか、そして、その解答は、刑法を含めたその他の犯罪統制の全システムにとってのみ見い出せるものではないのか、という問題に対して、いかなる説得力のある解答をも許しておりません。こういう事情が、終身刑の評価にとっても、丁度、罰金刑の広汎な適用にとってと同じように、一定の役割を演じることになっているのであります。

Ⅲ

社会が一連の刑事法上の反作用手段を用いるとしますと、御存知のように、いかなる制裁が、いかなる犯罪者に対して、いかなる作用をもって適用されるのか、また、適用されうるのかという問題が提起されることになります。昔から存在している、刑事制裁の作用についての不確実さにもかかわらず、刑事司法は、第二次大戦後かなり変化してきました。明らかなのは、例えば、施設内刑事制裁から社会内刑事制裁への転換、特に、自由刑執行からその代替措置への転換であります。この発展の根拠として、すでに刑法の法律上の改正ということもありますが、一部では、それとは別に、新しいものを生みだし、また時には、そのようなものをすでに先取りするような判例の変更をもあげることができます。学問や刑事司法や社会における確信の変化もそれに反映しております。

それにもかかわらず、特別予防的任務とその任務の経験的統制は、相変わらず重要性をもっておりますし、一部では一層重要となってきています。このことは、自由刑の様々な執行形態にも、また、自由剝奪的保安処分にもあてはまります。ともあれ、私達は、累犯者についても、まして、いわゆる性癖犯人についても、その人格構造やその年代的発展に関してきわめてわずかのことしか知りませんし、また、刑事法の手段による影響可能性についても、相変わらずきわめてわずかのことしか知っておりません。

保安処分の任務及び目的は、第一に改善です。と申しますのも、単なる監置は、たとえそれが人間らしく行なわれる（「人道的拘禁」として）場合であっても、満足できないものと考えられるからです。単なる監置は、目的としては、特に自由剝奪刑事制裁が現代社会においてさらされている合法性のますます大きな重圧を支えきれなくなっています。数的には、勿論、自由剝奪保安処分の賦課及び執行は、その侵襲の強さと比べて、たいした役割を果たしてはいません。西ドイツでは、年間約三七〇〇人ほどです。これは、刑事裁判官の判決に基づく受刑者及び被

監置者全員の一〇％に満たないものです。この場合、約四分の三が精神病者であり、残りが中毒患者及び保安監置者です。また、今だに存在している診断及び予後における不確実さ、並びに、不定期の監置は、濫用を生みだし、それゆえ、ますます批判にさらされております。いくつかのラントでは、いまだに処分執行法が制定されておらず、それゆえ、収容された犯罪者に対する権利制限、収容者の法的地位、及び可能な治療処分の法律上の規制が、緊急に要請されているのです。

他方、自由剝奪処分ではなくて、自由制限的処分の方は、全く事情が異なっています。これは、数的にもかなりの意義をもっており、運転免許の剝奪だけでも、西ドイツでは年間約二万件にも及んでいます。それに比べて、年間約三〇〇件の行状監督命令や、年間約六〇件の職業禁止命令は、全く問題になりません。行状監督が、特に累犯の財産犯に対して、しかも自由剝奪処分の一部解除のもとに宣告されるのに比べ、職業禁止は、特に経済事犯に対して宣告されます。もっとも、経済犯に対する注目にもかかわらず、経済事犯における職業禁止の数的意義は、この二〇年間において、かなり減少してきています。

同様に、同じことは、最近になって次第に注目されてきている別の少なからず重要な諸テーマについてもいえます。ここで重要なのは、三〇年前には、まだ全く存在しなかったか、あるいは今日的な位相においては存在しなかったもので、現在及び将来の刑法現実を共同決定しているところの諸問題であります。保護観察のための刑の延期(訳注)の現実と作用、代替自由刑と公益作業という形での代替手段といったものがそれです。更に、最近では、被害者学の観点において、損害補償の考え方が注目されています。(4) 一部では、この損害補償は、ディヴァージョン及び代替的紛争解決という戦術と結びつけられ、更に、ドイツでは、保護観察のための刑の延期と結びつけられています。特に、少年

の初犯者についてのこれらの経験は、とりわけアメリカの観察によれば、有望であるように思われます。[5] これ以外には、今までのところ一般化可能なものは、ほとんど確認されておりません。

保護観察のための刑の延期、補導援護、指導監督は、周知のとおり――それに付された犯罪者数に関していえば――施設内行刑の量をはるかに超える程度に達しています。と申しますのは、一日あたり、司法執行施設におけるほぼ四万人の受刑者及び被監置者に比べ、保護観察対象者は約六万人もいるからです。第一次大戦後に要求された刑の執行制限と、自由刑の条件つき言渡しによる刑執行の負担軽減は、従って、完全に実現されているわけです。刑の延期数は、五〇年代中頃にこの制裁が導入されて以来、二倍以上にもなっています。それにもかかわらず、刑の延期の効果と、保護観察の「確証（Bewährung）」についての問題が提起されています。勿論、その際強調されねばならないのは、六〇年代以来、中程度の犯罪行為及び重大な犯罪行為によって有罪判決を受けた者も、保護観察に付されることが多くなり、さらには、重大な薬物犯罪者にも、保護観察が適用されるようになったということです。そのことによって集中的な世話が必要となったにもかかわらず、保護観察官の負担はほとんど変わっておりません。平均しますと、現在では、一人の保護観察官が五六人の対象者を担当しております。そこでますます議論となっておりますのは、保護観察官のこのような高負担が、どの程度、対象者の保護観察の成功の見込みに対して影響を与えているかということです。

経験的分析によりますと、保護観察の成功・不成功率は、その基準や対象者集団によってきわめて異なっておりますけれども、私達は、次のことから出発することができます。つまり、刑の延期は、その全事例の約三分の一が取消される運命にあり、しかも、保護観察官の監督の下におかれている場合でも、保護観察を受けている者のほぼ半数近くが取消されるということです。より詳しくみますと、保護観察の成功の見込も、予期されるとおり、様々でありま

す。特に重要なのは、明らかに年令です。と申しますのは、少年及び青年、従って一四歳から二一歳の者の場合、取消率は、成人保護観察対象者の場合のほとんど二倍にもなるからです。二年から五年という犯罪をおかす危険の高い期間内の保護観察の成功率は、初犯者の場合、約七五％あたりを上下していますが、前科をもつ者の場合には、四五％、かつて保護観察対象者であった者の場合には、ほとんど六〇％くらいです。従いまして、この成功率の相違は、保護観察の適用領域における以前の法律上の制限が、犯罪予測の高い的中率を可能にしていたということを明らかにしています。しかし、予測では本来好ましくないとされる全事例の三分の一もの者すら、保護観察期間を成功裡に経過するということを忘れてはなりません。このことは、個人の運命に関する注目すべき結果でありますが、しかし、数の多さに関しても、また、とりわけ経費節約ということからみましても注目すべきことであります。保護観察の成功率は、犯罪予測的考慮を改善することによって、そして、刑罰実務においてその予測的考慮を重視することによって、おそらく高められるでしょうが、保護観察対象者との接触を強めることによっても高められると思います。

ともかく、保護観察の成功率をコントロールするためには、保護観察対象者には、潜在的葛藤が多層的に横たわっていること、しかも、彼の社会的近接領域には問題点があるということを考慮しないわけにはまいりません。それなのに、私達が家族、企業、同僚、友人仲間に到達することができるのは、余りにも遅すぎますし、その上、それも、ただ点として結びつけられる手段でもってのみ、しかも、法治国家的な制限条件を考慮しつつ、法に基づいた手段でもってのみでありまして、一般的に、きわめて困難なのであります。ましてや、これら彼の身辺に持続的に影響を与えることは、なおさら困難です。そこで、保護観察対象者が、自分のさしせまった困難をたずねられた場合には、まず一番に、職業及び失業との関係、そして、両親や恋人との関係における問題をあげるのです。

罰金刑は、以前よりよく知られるようになり、また適用されておりますけれども、その作用状況については、国際

的にまだほとんど確認されていません。従いまして、この知識の欠けていることが、繰り返し悔やまれ、作用状況についての研究が要求されているわけです。罰金刑が、有罪判決を受けた者の生活圏の中では、ただ点としてしか評価されない侵襲であるということを考えますと、もともと、その効果的なコントロールは困難だと思われます。罰金刑及びその徴収の場合の制裁実務の記述にさかのぼってみることが、最も簡単です。

罰金刑を言渡された者で、その支払義務を全く、あるいはほとんど果たしていない者をさぐりますと、予測どおり、前科のある者が目立ちます。従いまして、これらの者は、しばしば代替自由刑を受けることになります。更に、詳細な分析の示すところでは、何よりもまず、社会的下層の三〇歳以下の者で、交通事犯以外の、独身の失業した犯罪者、特に窃盗犯、身体傷害犯、詐欺犯が、代替自由刑を受ける者の大勢を占めています。この点で、確かに、罰金刑、代替刑に代わる公益作業についての経験は、刑事政策的によりよき問題解決をもたらすことに貢献できると思います。(6)

相異なる制裁を言渡された者の累犯率をお互いに比較してみますと、罰金刑を受けた者の場合が約三三％で最もよく、（中期）自由刑を執行された者の場合には、三八％で最も悪くなっています。他方、刑の延期を言渡された者の場合には、約三五％でその中間です。(7) 付加的な金銭負担を命じられなかった保護観察対象者についてみますと、累犯率は、ここでは約一五％にすぎません。最も高いのは、ともかく、代替刑を少なくとも一部受けねばならなかった者で、その累犯率は四〇％を超えています。この累犯率の違いから推測できますように、このパーセンテージの背後には、明らかに、犯罪を犯す危険性において全く異なる行為者グループが隠れています。閉鎖行刑から釈放された者の約三分の二が、釈放後三年から五年以内に再犯をおかすことを思いうかべますと、このことは、特に明らかとなります。

（訳註）ここはいう「保護観察のための刑の延期」は、西ドイツ刑法典第四節第五六条以下に規定されているが、それは、裁判所が、有罪判決の言い渡しを受けた者に対して、有罪判決を警告として役立たせること及び将来犯罪行為を犯さないことを期待して、刑の執行を延期するもので、必ずしも執行を延期された者全てが保護観察に付されるわけではない。わが国との制度上の差異にも注意されたい。

Ⅳ

第一次大戦後の刑罰学の研究視座と比べて、今日の問題提起は、累犯性の程度と強度について区別し、また、より詳細な個人の生活圏を組みこんだ、対象者のおかれている社会的環境に対する観察（Sozialbewährung）に目を向けています。六〇年代になると、目的的な制裁研究及び処遇研究の萌芽が、遅ればせながら生まれましたけれども、はじめに基礎にされていた研究モデルと分析モデルが余りに単純に考えられていたために、多層的な現実を満足させるものではないことがすぐに認識されました。と申しますのも、単に法違反の状況のみならず、犯罪者の処遇及び制裁の状況も、現在では、かつてよりも複雑になったと考えられるからです。同時に明らかになりましたことは、説明と予測の場合と同じように、ここ刑事学と刑罰学の場合にも、一つの同じ「メダル」の違った側面が問題だということです。また、多くの回り道や欠点にもかかわらず、進歩と呼んでもよい洞察が獲得されました。その中には、日数換算による罰金刑の全体的にみて成功している経験があり、同じく、保護観察のための刑の延期の際の、あるいは、社会治療処遇に際しての、わずかではありますが、処遇効果の確保があります。他方、また、恩赦を受けた終身受刑者の保護観察の成功に関する経験知識をまとめようとしている作業も、この関連で挙げることができます。

更に、伝統的に刑罰適用領域が広いこと、そして刑罰の効果がないことに対抗する一つの結論として、代替物の思考を強調することが許されるでしょう。それは、進歩とは言えないまでも、認識の変化とは言えます。自由な中での「処遇」あるいは「保護観察」という制裁形態、ディヴァージョン戦術、社会奉仕作業、そしてまた、起訴便宜主義（特に刑訴法第一五三条a）の基準に基づいた軽犯罪克服における現代的形態も、上述のことを明らかにしており

ます。ほとんどすべての刑事制裁において、危険グループの把握とはかかわりなく、成功率と不成功率が同じように観察されるという状態、そのような時にはあきらめの気持にさせる状態が、制裁方法の互換性、及び代替性を推定させたのです。この認識が、再び、経験的で、プラグマティックな考察方法を強化し、また、更に広い社会的諸関係を分析統一するものとして引き入れることを必要とさせたのです。

それにもかかわらず、尚、多くのなすべきことが残されております。具体的に何が重要なのでしょうか。

自由刑は、限界をもちながらも、いろいろな点において、相変わらず私達の注目に値するものであります。受刑者、特に固執—累犯者の刑務所への高い収容率の問題、行状監督の問題、さらには、社会治療及び自由刑の意義は、このことをきわ立たせています。もとより、短期自由刑も議論され続けるでしょう。と申しますのも、刑事政策の進んでいる考えられているオランダやスカンジナヴィアの制度では、相変わらず、短期自由刑が適用されているからです。すでに、この状態からして、われわれは、短期自由刑について更に研究し、再考する必要を免れられないのです。

確かに、この二〇年間の西ヨーロッパ及びアメリカ合衆国における刑の延期は、その頻度において、自由刑の執行をはるかに超えてしまいました。この点で問題なのは、処遇思想と結びついて始まった発展、あるいは、既に五〇年代に形成された「自由刑の代替措置」として始まった発展です。その場合にも、二年以下の自由刑の延期の適用領域を、今までのように例外的にではなく、原則的にまで更に拡張することが考えられています。

更に、制裁に関する統計の比較分析の示すところによれば、罰金刑の大量進出は、勿論、無制限というわけではありませんが、刑罰思想のあらわれといえます。一方での社会主義社会諸国、そして他方での、フランスやスイスのような西側諸国では、少なからず大きな効果をもっている変則的な制裁様式が好まれているといえます。それに対し

て、西ドイツ、イングランド及びウェールズ、スウェーデン、日本は、罰金刑に注目すべき適用範囲を与えておりますが、未徴収の場合には、代替自由刑をきわめてしばしば命じます。もっともそのことによって制裁執行に大きな障害が認められるまでには至っておりませんが、もし、そうであるとしても、この代替自由刑という制裁及び実務の必要性についての問題は、特に鋭く提起されています。その際また、犯罪の発展と国民によるその確認も無視できません。

最近、長期自由刑の増加が、他のヨーロッパ諸国と同じく、わが国でもみられるということは、確かにそのことと関係しています。問題の重点として、今度は、長期拘禁、危険な犯罪者に対する保安収容、最低原則及び法的保護のより強力な実施ということがあらわれておりますし、一部では、薬物使用や過剰拘禁の問題も出てきております。年代的にみますと、西ドイツにおいてそうでありますように、行刑は、量的な意義は失いましたが、質的には重要な意味をもってきました。その重要性の増大は、とりわけ自由及び自由剝奪の評価という点に、そしてまた、人権の保護という点にあります。受刑者処遇のための最低原則の遵守に関する国連の多くの調査が、このことを明らかにしています。

確かに、一九六七年、一九七四年、一九七九年の三つのアンケートによれば、世界における行刑は、人道的、法治国家的、行政的最低要求を満たしつつあるということが認められます。しかし、これらの調査は、政府代表者の報告に基づくものでありますから、それは、あまりにもひいき目の印象を与えるものといえましょう。受刑者及び執行職員に無作為質問をすれば、確かに、相当の割り引きをもたらすことになるでしょう。最低原則の実施を保障するために広い範囲で国際監視機構が考えられているのは、現実が、期待される基準よりもずっと遅れた

ところにあることと関連しているのかもしれません。[8] さらに、政府への質問における解答の脱落と拒絶は、部分的には全ての国々が成果ありと返答しているのですから、暗数調査の場合の解答の欠缺と同じ意味で有用だといえます。

V

総体的にみれば、比較分析が明らかにしていますように、確かに国際的には、自由刑は、適用領域において、かつて支配的であったその意義を失ってしまいました。それにもかかわらず、西ヨーロッパと東ヨーロッパにおいて共通面も目立つとはいえ、個々の国における施設内行刑の構想、形態、現実は、それぞれかなり異なっています。このことを示しているのが受刑者率で、西ヨーロッパでは、七〇年代、人口一〇万人あたり受刑者数約二〇から一二〇の間に点在しています。西ドイツは、上からいって中ほどに位置しています。これに対して、アメリカ合衆国や、とりわけ東欧諸国では、受刑者率は数倍の高さを示しており、利用可能な情報によりますと、人口一〇万人あたり二七〇から六六〇の間に点在しています。しかし、この確認できる差異は、施設内行刑に限りません。むしろ、その差異は、刑罰法規、量刑実務、行刑、そして行刑及び犯罪についての社会の態度という、社会統制の全システムのそれぞれの独自性から出てくるのです。従いまして、西ヨーロッパでは、短期自由刑に好意的であることと並んで、制度化された処遇が堅持されているか否かによって、執行の様々な構想とスタイルは、「スカンジナヴィア・モデル」と「オタンダ・モデル」とに区別されることになります。これらのものに対立しているのが、イギリスやイタリアのような国です。そこでは、行刑は、明らかに危機に陥っています。この両極の間にあるのが、中央ヨーロッパ諸国

で、そこでは短期自由刑にはほとんど同調を示さず、これに対して、罰金刑、保護観察のための刑の延期、処遇に方向づけられた行刑が強調されています。確かに、西ヨーロッパでは、さきに申し上げました犯罪増加が、新たに厳格でしかも長期の自由刑へと導き、そして、再び執行人口の増加をもたらしておりまして、それに随伴する問題や結果としておこる問題が出てきています。西ヨーロッパに比べて、東ヨーロッパでは、もともと長期自由刑を科すのが常でありますが、他方、短期・中期の自由刑は、保護観察のために延期される制裁と罰金刑によってとってかわられつつあります。しかし、社会主義諸国では、改善、即ち受刑者の再教育が、一貫して執行目的とされています。

VI

以上のことから何が導かれるでありましょうか？　例えば、処遇思想は「死んだ」ということでしょうか。それとも、行刑における再社会化は、七〇年代に入るまで少なくともドイツでは、また他の地域でもほとんど存在しなかったにもかかわらず、「刑務所の終末」がやってきたということでしょうか。ヨーロッパ行刑が、あらためて過剰収容に苦慮しているというのに。あるいは、執行制度における今後の努力を放棄することこそ最善なのだ、いずれにせよ、その努力は目的のないものなのだから、ということでしょうか。確実にそうではありません！

なるほど、処遇思想は、国際的議論の中で、とりわけ新社会防衛論の影響をうけて、五〇年代、六〇年代に支配的となりました。今度は、刑罰思想は、言ってみればルネサンスを経験したのであります。「処遇イデオロギーからの訣別」が刑事政策的スローガンとして、スカンジナヴィアからドイツの文献の中にも入ってきたことによって、私達

は、たとえ長い間要求されていた処遇目的の行刑法規への導入がなされたあとであっても、今日なお、いったい処遇目的は、堅持されるべきなのか否かを問い直すことができます。しかし、その場合、世界的規模での展望においては、処遇思想は、あらゆる批判にもかかわらず、今だに支配的であるということを見誤ってはなりません。従いまして、現在主張されております国際的な「処遇思想からの訣別」という思想は、空間的には、きわめて限られているわけです。それは、おもに、西ヨーロッパとアメリカ合衆国の文献の一部にみられます。そのような変化は、とりわけそれらの地域で議論されているのであり、また、問題となっている国々においても、実務に対する眼に見える程の影響は、目下のところ不明確にしかあるいは全く認められていません。そうであるとしましても、処遇思想からの訣別という思想は、西ドイツで一五年前に、「カント・ヘーゲルからの訣別」[9]と共に始まった傾向とは矛盾するものです。

「認識論的にも、理論的実践的にも問題のある、そしてその非合理的、瞑想詩的過剰をもつ、カント及びヘーゲルの刑罰論から、今こそ断固として訣別すべき時である。」

処遇思想からの訣別といった考え方が議論されうるとしましても、現代においては、古い思想への単純な回帰や、時代遅れだと考えられる方向へ振り子をもどすことが問題なのでもなければ、新しい種類の刑事政策的構想を発展させることが問題なのでもありません。

最近「ジャスティス・モデル」によって出されている批判は、一〇〇年以上も前にすでにミッテルシュタット[10]が行なったのと同じく、とりわけ「残虐な実務」と、社会復帰という名目の下での虚偽のレトリックに向けられております[11]。つまり、収容者の半数以上の者に作業割当てがないこと、あるいは、有意義な処遇プログラムや医療扶助が全く欠けていること、あるいは、収容過程で人種差別がおこなわれていることなどによって、執行実務は、自らた

てた目的を達成できていないというのです。また、再社会化を決して放棄しようとはしていませんが、しかし、再社会化プログラムへの参加は、任意とすべきであるとしています。社会復帰にあまり多くの期待もしていないし、また、受刑者の法的地位を軽視しようともしておりません。さらに、当局の裁量の制限、裁量の組織化と点検は、「正義モデル」の本質的構成要素の一つだとみなされています。

この種の批判は、明らかに、再社会化モデルあるいは処遇モデルとも一致しうるものであって、それに対しては、何の異論もありません。逆に、これらの批判は、完全に支持するに値するものです。ただそうは申しましても、これらの批判は、やはりもっと詳細に検討する必要があります。と申しますのは、これらの批判によりますと、処遇モデルには、受刑者の基本権や法治国家的手続にとっての危険が存在しているということになるからです。そればかりか、いかなる処遇も効果がないから無意味であるということになります。

処遇には効果がないという最後にあげました批判は、少なくともドイツにおける今までの行刑にはほとんど妥当しません。と申しますのは、厳格な意味での処遇行刑は、個々の例外を別にしますと、七〇年代の初めまでドイツには存在しなかったからです。その上、現状理解と状況分析が示しておりますように、わが国の処遇研究も、アメリカ合衆国と同じく、まだ試験段階を克服していません。従いまして、いかなる具体的処遇方法が、いかなるグループの受刑者に対して、いかなる期間、最善であるかということを、正確に示すことはできません。それにもかかわらず、国内や国外における観察において、以前にはほとんど欠けておりましたが、行刑の方向づけと改善のために必要である犯罪者の処遇過程についての経験と洞察が得られるようになりました。そのうちには、犯罪者の社会

的援助や側面援護的な執行決定と結びついた治療方法を目的的に投入することが有望だと思われる経験的根拠も出てきました。従いまして、さきに申し上げました最近の批判に基づいて、処遇及び処遇研究をあきらめ、放棄しなければならない根拠ある契機は、何も存在しないのです。むしろ、その促進が必要であり、正に切に命じられているのであります。勿論、本人の同意のない処遇は、治療的に有意義でもありませんし、又法治国家的に疑問なく実施することもできません。処遇（行刑法第九条参照）に適するのは、処遇に同意する者のみです。その際、処遇に適した受刑者を行刑の中に確保していくためには、処遇効果の問題を否定することはできません。

それでもなお、基本法上の疑念としては、特に処遇の許容性についての問題が提起されます。従いまして、効果的な処遇のためには自由刑を延長することが許されるということの中にある危険を看過してはなりません。そのような危険は、不定期刑が法律上許される刑事裁判として数えられ、また適用されているところでは、尚一層大きくなります。しかしながら、ドイツの状況について申しますと、そのような疑念は根拠がありません。と申しますのは、すでに申し上げましたように、ドイツ刑法は、成人に対して不定期刑を規定していないからです。少年刑法につきましても、不定期の少年刑は、この三〇年間ずっと後退し続けております。この少年に対する不定期刑は、隠れた相対的不定期刑だといわれている刑法総則の保安監置と同様に、数的にみれば、ほとんど役割を果たしておりません。さらに、まだ施行されていない刑法第六五条の場合を別にしますと、効果の点で初めから疑問が出されている受刑者の強制的処遇は、現在のところ意図されておりません。むしろ、処遇の申し出とその機会を提供することが目ざされているのです。従いまして、ドイツの立法者も、刑法第六五条に固執する必要はほとんどないでしょう。むしろ、行刑法第九条、第一二三条に依拠して、いわゆる執行上の解決を優先させるべきであると思われます。(12)

執行目的が促進されうる場合にのみ、そしてまたその限りで、様々な援助措置や処遇措置（行刑法第七条第二項）を命ずることは、論理的に一貫した見識のあることではありますが、そのために処遇措置が懲戒的性格をもちうることも無視してはならないと思います。例えば、外出や休暇の差止も懲戒的性格をもちうるのです。現在のまの自分でよいと思っている者、あるいは、執行目的を無内容だと考えており、そのために処遇に協力するつもりのない者にとっては、拘禁休暇やその他の執行緩和措置が与えられたり、与えられなかったりすることは、それ自体、積極的サンクションとなったり、消極的サンクションとなったりするのです。彼らにとっては、かつての特典と懲罰の体系が名称を変えたにすぎないこととなります。従いまして、この場合に、そのことを卒直に述べ、現実から遊離した処遇になるという点からみても、この事実を正当化しない方がよいのではないか、とりわけ、より公正なのではないかという問題が生じるのであります。また、処遇思想が転倒することは防止されなければなりません。

西ヨーロッパ諸国における若干の立法及び司法行政の改革の歩みは、そういうわけで、いくつかの一致した結論をひき出そうとしています。すなわち、執行目的としての処遇思想から手を引き、そしてその他の点では、人間らしい監置を保証し、刑務所収容の弊害をできるかぎり回避することに、自らを限定しようとしています。(13)

現在では、ドイツだけでなく、多くの西側諸国でも、再び一〇年前よりも多くの刑罰が科され、多くの自由刑が言い渡されています。また、司法執行施設は、過剰拘禁となっていますし、受刑者は、一部では品位をけがすような形で収容されています。最近になって、裁判所がそのような収容の違法性を批判し、そのために、司法行政はその執行政策をあらためざるをえなくなっております。このような時期におきましては、処遇思想が自己を主張することは、

予測されますように、むつかしいことであります。しかし、他に処遇以上によい戦術はあるでしょうか？

繰り返し再犯を行なう者の場合には、施設外制裁は、もはや原則として考えられません。従いまして、このような累犯者たちには、公益作業（コミュニティー・サービス）とか損害補償という名で、最近よく議論されている制裁方法も適用できません。また、短期自由刑のモデルも、累犯者や固執的犯罪者に関していえば、すぐれた問題解決として承認することはできません。たとえ、刑事政策が進んでいると考えられている多くの国々において、この短期自由刑が歓迎され、しかもヘーゲルに言及してその正当化が試みられているとしましても、承認することはできません。威嚇及び無害化の目的で自由刑をただ延長することは、受刑者数を増加させるだけでなく、社会的共同責任と社会国家原則にも矛盾します。このように考えてきますと、処遇にとって代わる代案はないといえましょう。

Ⅶ

確かに、制裁制度発展の比較考察は、評論家的批判が一杯で、また、むし返されておりまして、時には、「治療的国家」が成長しつつあるという主張にまで至っております[14]。言いかえますと、従来の刑罰は、積極的な社会統制のあらわれである現代的処遇形態によって、ますます解体され、またとって代わられるであろうと推測されています。この種の認識に対する根拠のある証拠は、ヨーロッパにも、また世界的にも、ほとんど見い出すことはできないのですが、それにもかかわらず、刑事司法に対してそれなりの反作用を与える「逸脱者の医療化」が伸展していると主張されております。確かに、犯罪者として記録された者のせいぜい二％がともかく裁判医学的接触をもつにすぎず、さらに、ただそれらのうちの少数の者に対してのみ医師による治療が試みられるだけであるということを考えてみます

と、想定されておりますような「刑法の医療化」もしくは「治療国家」への傾向は、根拠のない空言だと思われます。と申しますのも、事実に基づいていないからであります。しかしながら、「トレーニングによる処遇」[15]とか、あるいは、すでに西ドイツにおいても部分的に行なわれている「社会的トレーニング」という形態は、受刑者の社会的統合を目ざしている措置の目的と方法を、具体的には、処遇という概念よりもはるかにうまく説明しています。これに対して、個別化原理すなわち人格指向や行為者処遇に反対の立場は、ラベリング・アプローチや批判的ーラディカル・クリミノロギーによって主張されていますが、この立場を支持する者の目的と方法は、今日においても、また近き将来においても、行刑の実践的な要求を満足させるものではありません。個別化、社会化の提供、あるいは処遇関心をもたない行刑は、実際には、反人道化であり、退歩であります。

Ⅷ

更に、私達は、至るところで、プラグマティックな行動主義の現実化にぶつかります。これは、これまでずっと刑法議論を左右してきましたし、また理論とは全く無関係に特に刑事実務を左右してきました。このような事情からしか次に申し上げることは説明できません。すなわち、時に処遇目的と応報思想が併立し、例えばオランダ・モデルにみられるように、この二つの方向がプラグマティックに統合されているという事実、あるいは理論や正当化の戦術は変わるが、実務は（スカンジナヴィアのように）ほとんど変わらないか、かえって、（イングランド・ウェールズのように）悪化しているという事実は、このような事情からしか説明できないのであります。

オランダの短期自由刑の実務は、事後的にヘーゲルや応報思想で理論的に根拠づけようとしていますし、北欧の実

務は、一般予防で正当化しようとしています。しかし、オランダや北欧の正当化の理由も、厳密に申しますと、二次的な合理化以上のものではなく、それらの国の実務とは対照的に、理論的には承服できるものではありません。と申しますのは、そもそも応報思想からも一般予防からも、それだけでは短期自由刑を科し、そしてそれをできる限り開放施設で執行するとか、また十分に拘禁休暇を与えるといった要求を導き出すことができないのは明らかだからです。きわめて選択的にしか有罪判決を下さず、しかも、一ケ月以下の短期自由刑に重点をおいて、それを超える自由刑を言渡された者を拘禁場所がないことを理由にして、いわゆる「待命リスト」に載せる、というオランダの実務を応報思想から導き出すことは、全く不可能です。事実また、スカンジナヴィアでは、この一〇年間に時々集中的におこなわれた論争にもかかわらず、執行実務と受刑者数は、言うに値するほど変化していません。スカンジナヴィアで、「人道化」として、あるいは「正義思想」の現われとして根拠づけられていることを、西ドイツでは、国連の被拘禁者処遇最低原則と大体一致して「処遇」と呼ぶことが珍らしくありません（行刑法第七条第二項、第一〇条以下）。その際、人道化・正義の思想と処遇とが相互に排他的なものであると考えることは、恣意的にすぎると思われます。事実また、仔細に観察しますと、「疑わしきは自由に」の原則、「必要性の原則」、及び「過剰禁止」の原則に依拠しているのであります。[16] そのことに対して、またその他の法政策的原則を援用することに対しては、勿論、異論をはさむ余地はありません。その逆です。この関連で特に啓発的であるように思われるのは、いわゆる処遇イデオロギーの諸原理を決してとりあげたことがなく、その執行制度に受け入れもしなかった他ならぬフィンランドの受刑者率が、少なくともここ五〇年以上この方、その他のスカンジナヴィア諸国の受刑者率よりも二倍以上の高率であるという事実です。従いまして、処遇イデオロギーは、あらゆる欠点にもかかわらず、多くの者から重要な人道化の観点とみられているのであります。

これに対しまして、アメリカ合衆国の状況は、全く異なっております。公式に記録された犯罪の著しい増加、著しく高い受刑者率―その際被拘禁者の中に特に黒人が見られます―、そして大規模施設の設置は、処遇構想の実現をはじめからほとんど見込みのないものと思わせます。しかも西欧と比べてアメリカ合衆国では、罰金刑は、きわめてわずかしか使用されておりません[17]。まさに、こういう点から、自由刑による介入可能性を全制裁実務及びその側面との関連でずらせる必要性が、強調されることになるのです。

比較的考察において、オランダの制裁スタイルは、ますますモデル的性格をもってきました。オランダでは、国民一〇万人あたりの受刑者人口は、最近の公表された発展のように二〇人ではなくて、実際には四〇ないし五〇人であるとしましても、この少ない受刑者人口は、驚くべき数値であります。犯罪率や犯罪の増加が、他の西欧諸国の現況と比べ、それほど少ないといえないだけに、とりわけそうなのです。勿論、きわめて短期の自由刑は、その短かさのために、受刑者統計年報には始めから載せられていませんけれども、その短期自由刑の適用の多さと共に考慮されねばならないのは、時々必ず出される恩赦命令、自由刑を言渡された者に対するいわゆる「待命リスト」の制度、そしてとりわけオランダ国民によるそのような実務の是認であります。それはともかく、オランダにおいても、一九八三年一月初めに、看守職員の削減と刑務所収容定員の著しい増大を理由として、受刑者の抗議ストが起こりました。しかし、国民が、厳しい価値観とか犯罪の不安から、再社会化と社会的連帯を目ざす執行政策を共に担い、あるいは少くともそれを認容する気持をもたなくなるとすれば、その時には、受刑者数を少数のまま維持していくことは、ほとんど不可能になると思われます。

確かに、受刑者数ではなくて、国民の中でともかく自由刑に関わりをもった人数に関して、自由刑の言渡し数を比較しますと、オランダの姿は、同じくいわゆる「待命リスト」をもっているスウェーデンの姿と同じく、本質的に別

のものとなります。つまり、そのような比較をしますと、オランダやスウェーデンでは、それぞれの国民一〇万人あたりの自由刑言渡しを受けた者の数は、例えばドイツ連邦共和国よりも、平均して著しく多いのです。また、スイス、オーストリア、フランス、あるいはイタリアのようなその他の国々も、もし自由刑を言渡された者の数を人口比に直してみますと、自由刑の言渡しは、実際にはかなり多いのです。それにもかかわらず、オーストリアの例外はありますが、それらの国々が――それぞれの国民あたりにして――受刑者数がかなり少ないということは、あらためて、これらの国々はいかにしてそのような結果をあげているのかという問題を投げかけます。明らかに、その結果は、短期自由刑、仮釈放、恩赦による釈放、その他の制裁放棄の混合戦術によるものです。そうでなければ、スイスやフランスのように、ドイツ連邦共和国と肩を並べるほど長期受刑者数を持っている国々は、実際にはもっと高い受刑者数を示さねばならないはずです。

Ⅸ

更に、刑事刑裁の意義は社会統制の全システムに依存していますが、その刑事制裁の意義が示していますように、検討される社会の統制システムの構造が総体的に似通っており、従って、比較が可能だと思われる場合にしか、その比較は、発言力をもたないということです。それ以外の場合には、比較される国の受刑者数の違いから、より多くの受刑者数をもつ国はまたそれに応じて処罰傾向が強いということ、例えば、イギリス・ウェールズ、あるいはドイツ連邦共和国はオランダと比べて四倍、アメリカ合衆国はまる一〇倍も処罰しているということは、結論づけられないのであります。

そのような比較のむつかしさ、従ってまた処罰の強さの測定は、もっと多くの場面で測られることによって、最もうまく克服することができるでしょう。従いまして、様々な道具や指標を利用することによって、ある方法の避けることのできない限界と弱点を取り除くことができますが、最もよいのは、指数を発展させることです。それと同時に、制裁は、刑事手続の全く異なる段階において、また刑事司法の非常に異なった位置で作用することができるという経験を考慮に入れることです。規範的な厳しさの指標は、例えば特定の犯罪の法定刑に基づいて、場合によっては下限と上限に区別して、作りあげることができるかもしれませんが、それは、事実上適用される刑罰の程度と事実執行される刑罰によって、可能なかぎり完全なものとなるでしょう。従いまして、刑罰の厳しさを測るためには、二つの点を区別することが必要です。すなわち、第一に、特定の刑事制裁を課する頻度であり、第二に、その執行の実際の形成です。いかなる場合でも、統制システムの事実上の刑罰の厳しさの程度は、この二つの観点において十分に感知されるものでなければなりません。このことは、少なくとも刑の言渡しの頻度と受刑者率を考慮することを意味します。さらに、どれくらいの数の市民がその時々に刑法という手段によって取り締まられているかを述べるためには、犯罪統制の全射程が把握されていなければなりません。これは、未決拘禁、検事による裁量措置、反則金命令、紛争処理委員会の手続、あるいは保護観察及び行状監督による密度の濃い監督、執行緩和、制裁放棄といった、更に広い公式の統制戦術をも含むことになるでしょう。確かに、この点では、いろいろな国の比較可能なデータは、きわめて少ないのです。しかし、そういう現在でありましても、比較分析の示すところによりますと、オランダは、依然として高い地位を保っておりますが、スカンジナヴィア諸国は、他のヨーロッパ諸国と同じくらいの順位にいるということであります。

X

いずれにせよ、犯罪現象に対して、いかなるフィードバックが生じうるか、また刑法の有効性にとっていかなる結論が生ずるかは、まだ未解決のまま残されております。こう申し上げるよりほかないのは、確かに、犯罪率や犯罪防止にとっては、刑法システム以前に布陣されている他の条件構造及び一次的予防形態（経済政策や社会政策）に優位がおかれているという理由からであります。

ともかく、行刑における効果指向思想、自由剝奪の執行に対する懐疑、自由刑代替措置の発展は、今日の制裁システムの領域を広く支配しています。たとえ、現代の制裁の基本的な要求と戦術が、今までのところ経験的に不十分にしか検証されていないとしましても、今日この支配的となっている諸傾向については、その理由は充分に存在しているのであります。

勿論、「監獄のない社会」が可能であるということを例として示すことができるような発展は、どこにも見られません[18]。確かに、刑の執行の廃止を要求することによっては、まだわずかの聴衆しか講義室へ入れることはできないのです。ほとんどの者は、そのような目的が自分達の生存中に達成できるなどと確信をもつことはできないのです。自由刑に対する懐疑が大きくなり、また行刑の惨状が広がることがあるかもしれませんが、「刑務所の終末」[19]というような、具体的な見通しというよりもむしろ単なる要請にとどまるような主張は、まだ現実的なものとはいえません。それだけに、刑罰学の認識関心は重大なものであり続けるわけです。と申しますのは、法治国家的に受け入れることのできる、そして人間的で共同生活にとって無条件に必要な刑罰のみが、承認されることになるからです。そのよう

な刑罰のみを，私達は，「正義にかなうもの」として認めることができるからであります。

(1) v. Liszt, F. : Die Aufgaben und die Methoden der Strafrechtswissenschaft. Antrittsvorlesung. ZstW : Bd. 20 (1900), s. 172.
(2) v. Hentig, H. : Die Strafe. 2 Bde. Berlin u. a. 1954/1955.
(3) Sessar, K. : Wohin könnte sich unser "Strafe"-Recht entwickeln? Tendenzen und Alternativen unter dem Aspekt der Wiedergutmachung als Sanktion. In : Straffälligkeit und Wiedergutmachung. 1981, 163-180.
ders. : Die Umgehung der lebenslangen Freiheitsstrafe. Mschkrim. 63(1980), 193ff.
(4) Seelmaan, K. : Strafzwecke und Wiedergutmachung. In : Straffälligkeit und Wiedergutmachung. Probleme der Kriminalität und des Täter-Opfer-Ausgleichs, hrsg. v. E. Pies. Trier 1981, 147-162.
(5) Schneider, P. R. u. a : Juvenile Restitution—2-Year Report of the National Evaluation-Executive Summary. Washington/D. C. 1983.
(6) Schädler, W. : Das Projekt "gemeinnützige Arbeit"—die nicht nur theoretische Chance des Art. 293 EGStGB. Zeitschrift für Rechtspolitik 16(1983), 5-10.
(7) Albrecht, H. J. : Die Legalbewährung bei zu Geld-und Freiheitsstrafen Verurteilten. Freiburg 1982.,
Berkhauer, F., Hasenpusch, B. : Rückfälligkeit entlassener Strafgefangener. Mschkrim. 65(1982), 318-334.
(8) ECCP (Council of Europe) : Report on the Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners. Strasbourg 1980, 16.
(9) Klug, V. : Abschied von Kant und Hegel. Programm für ein neues Strafgesetzbuch. In : Der Alternativ-Entwurf der Strafrechtslehrer, hrsg. v. J. Baumann. Frankfurt/M. 1968, 36ff.
(10) Mittelstädt, O. : Gegen die Freiheitsstrafen. Ein Beitrag zur Kritik des heutigen Strafensystems. 2 Aufl. Leipzig 1879;
ders. : Für und Wider die Freiheitsstrafen. ZstW. 2(1882), 419-449.
(11) Fogel, D. : The American Debate in Sentencing Policy : A Decade of Struggle. Revue internationale de Droit pénal 53(1982), 749-773;

Fogel, D., Hudson, J. (Hrsg.) : Justice as Fairness. Perspectives on the Justice Model. Anderson Publ. Co. USA 1981.

(12) Kaiser, G., u. a. : Die Sozialtherapeutische Anstalt—das Ende einer Reform? Zeitschrift für Rechtspolitik 15(1982), 198-207.
Schöch, H. : Rettet die sozialtherapeutische Anstalt als Maßregel der Besserung und Sicherung! Zeitschrift für Rechtspolitik 15(1982), 207-212.

(13) Brand-Koolen, M., Rook, A. : Prison Policy and Penological Research in the Netherlands. The Hague 1983.

(14) v. Trotha, A. T. : Gesellschaftlicher Wandel, Theoriebildung und Fallstricke im Umgang mit der Kriminologie. In : Seminar : Abweichendes Verhalten IV—Kriminalpolitik und Strafrecht, hrsg. v. K. Lüderssen u. a. Frankfurt/M. 1980, 92ff.

(15) Müller-Dietz, H. : Grundfragen des strafrechtlichen Sanktionssystems. Heidelberg u. a. 1979, s. 137.

(16) Frisch, W. : Prognoseentscheidungen im Strafrecht. Zur normativen Relevanz empirishen Wissens und zur Entscheidung bei Nichtwissen. Hamburg u. a. 1983.

(17) Gillespie, R. : Fines as an Alternative Criminal Sanction to Incarceration : An International Perspective. Urbana/Ill. 1980.

(18) Ortner, H. (Hrsg.) : Freiheit statt Strafe. Pädoyer für die Abschaffung der Gefängnisse. Frankfurt/M. 1981.

(19) Schneider, H.-J. : Behandlung des Rechtsbrechers in der Strafanstalt und in Freiheit. In : Die Psychologie des 20. Jahrhunderts. Bd. XIV. Zürich 1981, 899-935.

尚，これ以外に次の文献が挙げられている。

① Ancel, M., Chemitke, Ph. : Les système pénitentiaires en Europe occidentale. Paris 1981.

② Austin, J., Krisberg, B. : Unmet Promise of Alternatives to Incarceration. Crime and Delinquency 28 (1982), 374-409.

③ Badinter, R. : Prison Reform in France. Prison Information Bulletin (Council of Europe) 1(1983), 7-9.

④ Bockwoldt, R. : Strafaussetzung und Bewährungshilfe in Theorie und Praxis. Eine Studie zum Forschungs-

stand und zu Entwicklungsmöglichkeiten sowie Entwurf einer Empirie der Alltagstheorien von Bewährungshelfern. Lübeck 1982.

⑤ Cullen, F., Gilbert, K. : Reaffirming Rehabilitation. Cincinnati/Oh. 1982.

⑥ Downes, D., Mitchell, D. : The Origins and Consequences of Dutch Penal Policy since 1945. British Jounal of Criminology 22(1982), 325-362.

⑦ Floud, J., Young, W. : Dangerousness and Criminal Justice. London 1981.

⑧ Hartung, B. : Spezialpräventive Effektivitätsmessung. Jur. Diss. Göttingen 1981.

⑨ Hassemer, W. : Über die Berücksichtigung von Folgen bei der Auslegung der Strafgesetze. In : Festschrift für J. H. Coing, hrsg. v. Horn u. a. Bd. I. München 1982, 493-524.

⑩ Heinz, W. : Strafrechtsreform und Sanktionsentwicklung. Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft 94(1982), 632-668.

⑪ Hinton, J. W. (Hrsg.) : Dangerousness : Problems of Assessment and Prediction. Hemel Hempstead/GB 1983.

⑫ Ichikawa, T. u. a. : Recidivism Viewed from the International Perspective. In : Bulletin of the Criminological Research Department, hrsg. v. Ministry of Justice Research and Training Institute. Tokio 23(1980), 1ff.

⑬ Jones, H. (Hrsg.) : Society against Crime. Penal Practice in Modern Britain. Harmondsworth 1981.

⑭ Kaier, G. : Perspektiven vergleichender Pönologie. Mschkrim. 63(1980), 366-378.

⑮ ders. : Strafvollzug im europäischen Vergleich. Darmstadt 1983.

⑯ Levy, R., Zauberman, R. : La pratique du sursis en France depuis 1960. Données juridiques et approche statistique. Paris 1982.

⑰ Martin, S., Sechrest, L., Redner, R. (Hrsg.) : New Directions in the Rehabilitation of Criminal Offenders. National Research Council. Washington/D. C. 1981.

⑱ Morris, N. : Punishment and Sentencing Reform in the United States. Revue internationale de Droit Pénal 53(1982), 727-748.

⑲ Müller-Dietz, H. : Probleme ber Strafzumessung-Sanktionsauswahl, -bemessung, Prognose. In : Recht und Gesetz im Dialog. Saarbrücker Vorträge, hrsg. v. Wadke. Bd. 104. Köln u. a. 1982, 43-76.

⑳ Philip, B. : Nordisk Faengselsstatistik. Nordisk Tidsskrift for kriminalvideskab 70(1983), 31-49.
㉑ Ramsey, M. : Two Centuries of Imprisonment. Home Office Research Bulletin 14(1982), 45-47.
㉒ Schroeder, F.-Chr. : Die Strafen. In : Das Strafrecht des realen Sozialismus. Eine Einführung am Beispiel der DDR. Opladen 1983, 129-159.
㉓ Stefani, G., Levasseur, G., Jambu-Merlin, R. : Criminologie et science pénitentiaire. 5. Aufl. Paris 1982.
㉔ Sveri, K. : Recent Changes in Correctional Policies and Practices in Sweden. UNAFEI-Resource Material Series No. 19(1981), 97-109.
㉕ Toch, H. (Hrsg.) : Therapeutic Communities in Corrections. New York 1980.
㉖ Walter, M. : Wandlungen in der Reaktion auf Kriminalität. ZstW. 95(1983), 32-68.

（土井政和訳）

〔附記〕 本特別寄稿は、去る一九八三年一〇月一九日九州大学法学部において、法政学会主催のもとに行われた法学博士カイザー教授の講演原稿の全訳である。同教授の御快諾を得て、茲に掲載する。飜訳の労をとられたのは、本学部元助手土井政和氏である。